

第2部 労働者受け入れの実態と政策 第9章 台湾

著者	劉 文甫
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	425
雑誌名	アジアの国際労働移動
ページ	209-227
発行年	1992
出版者	アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00044205

第9章

台 湾

はじめに

ここ数年、経済発展に伴う国民所得の増加、教育水準の向上、労働集約型産業を中心とする産業構造転換の遅れ、マネーゲームへの熱中に伴う勤労意欲の低下などを背景に、とくに1980年代後半から、台湾の労働市場において深刻な労働力不足が顕在化している。一方、近隣諸国との賃金格差の拡大により、主に東南アジア系の外国人労働者の流入が増え続けている。台湾でも外国人労働者受け入れ問題に関する議論が沸いており、最近の傾向からみると、徐々に制限付き開放派に賛成する意見が多く占めるようになった。

本稿では、台湾の労働力不足および外国人労働者問題を概観して、台湾の産業発展に及ぼす影響について分析してみたい。

第1節 労働力不足の実態と原因

台湾の労働力不足の実態調査について、政府機関として行政院主計処が1987年10月に、經濟部物価督導会報が1988年12月にそれぞれの調査報告を発表したことがある。⁽¹⁾

1. 行政院主計処の調査結果

同主計処が発表した「当面台湾地区労働力不足の現況分析報告」によると、製造業において企業の65.9%が労働力不足の問題を抱えており、そのうち、アパレル業、金属製品業、電力および電子機械製造・修理業、精密機械などの場合は、80%以上にも及んでいる。製造業の労働力不足人数は20万人とみられる。各産業の労働力不足率をみると、アパレルおよび服飾品製造業の16.2%を最高に、金属製品製造業が9.7%、プラスチック製品製造業が9.2%、皮革・毛皮およびその製品業が8.7%、精密機械製造業が8.6%の順となっている。

また、建設業では労働力不足の問題に悩まされている企業は、全体の77%を占めており、うち一般土木業と住宅建築業は80%以上に達している。建設業の労働力不足人数は、やはり一般土木業と住宅建築業を中心に12万人と推定される。住宅建築業の労働力不足率は28.6%、一般土木業は26.5%とほかの業種に比べるとやや高い。

2. 經濟部物価督導会報の調査結果

同物価督導会報が20の製造業および建設業同業公会を対象に調査してまとめた「当面国内産業労働力不足現況の検討」によると、人造繊維業と日用化学衛生品業を除く各産業は、軒並みに労働力不足の問題に直面している。各産業の平均労働力不足率は20~30%であるが、うち製靴業が40%、建設業が40%、ニットウェア業が30~40%、玩具業が20~50%と最も高く、缶詰食品業、飼料業、織布業、毛織物業、アパレル業、ゴム製品業、家具製造業、機械業、電気器材業および体育用品業は20~35%の程度である。労働力不足率が比較的低いのは、菓子ビスケット業、タイヤ製造業、プラスチック製品業で、だいたい15%以下である。

労働力不足率について、經濟部物価督導会報が行政院主計処よりも高い数値を出したのは、両者の調査時期、サンプル調査方式および調査対象が相違しているからである。しかし、調査結果に食い違いがあったとしても、産業の労働集約度が高ければ高いほど、単純労働力の不足による圧力が強いという事実には変わらないのである。

財団法人・中華民国建設業研究發展基金会資材研究センターが1989年8月に発表した「建設業労働力の調査報告」は、甲級建築企業の94.4%が労働力不足の問題に悩んでいることを明らかにした。⁽²⁾とくにセメント工の労働力不足率は82.2%も達している。このように、台湾の建設業の労働力不足はかなり深刻といわざるをえない。

建設業では単に労働力不足の問題にとどまらず、労働力の高齢化も大きな課題となっている。行政院勞工委員会が1991年10月初めに発表した台湾地区建設業の調査によれば、建設業の総就業者数に占める24歳以下の就業者数の比率は僅かに4.4%である。これは、製造業の19.8%、金融保険業の18.8%、運輸通信業の10.2%と比較すると、その比率がいかに低いかがわかる。建設業は台湾の最も高齢化している産業といっても差し支えないだろう。

台湾は、1984年9月から6カ年の計画期間を予定していた「14項目基本建設計画」を実施し、さらに91年7月には総工費約3080億ドルに達する「国家建設6カ年計画」を進めてきた。総合プロジェクトが続々と着工されると、大量の労働者が必要になってくることはいうまでもない。90年の時点で建設業の労働需要量がすでに45万人にふくれ上がったが、台湾島内の労働力の供給可能量は20万人以下にすぎないので、建設労働者不足の問題は今後、一段と深刻になることが予想される。⁽⁴⁾

台湾の労働力不足を形成した原因には、次のことが考えられる。

(1) サービス業の急速な発展で、工業部門の従業員が相対的に減少している。その背景としては、若い人は、仕事が快適で、社会的地位が高いと考えているサービス業を選択する志向がより強まったのではないかと考えられる。台湾地区の農業、工業およびサービス業の就業構造の比率をみると、1987年

の15.3：42.7：42.0から90年には12.9：40.9：46.3と推移しているように、⁽⁵⁾サービス業はすでに工業に取って代わって労働力を吸収する主要部門となっている。その結果、とくに労働集約型産業の労働力の確保が日増しに不利な状況へと追い込まれている。

(2) 国民所得の増加と教育の普及により、労働者は製造業や建設業の現場で働く意欲が減退している。ここ数年間、労働市場に参入する新卒者は平均30万人前後で、このうち、大学・短大卒が3分の1を占めている。したがって、就業者学歴の高度化は、工業化社会にふさわしい人的資源の質的向上に寄与する反面、単純労働者の供給不足をもたらしている。

(3) 世界有数の外貨準備高を背景に、1987年頃から株式、不動産を中心に投機が活発であった。また、高利を餌に資金を集める無許可の地下投資公司も横行した。さらに「六合彩」などの富くじを利用したギャンブルも盛んであった。このように、マネーゲームが流行しているなかで、一獲千金の夢をみる多くの労働者が労働の価値観を変え、勤労意欲を喪失したのである。

(4) 人口成長率の低下が労働力供給の減少を招いている。台湾の人口増加率は、1970年代の平均2%から80年代には1.3%と低下した。⁽⁶⁾若年労働力の成長率が長期にわたる出生率低下の結果として、近年減り続けている。15～19歳層は、80年には全労働人口の11.2%を占めていたが、90年には8.8%に低下している。79年以降、5歳刻みの年齢層でみた労働人口数において絶対数で減少しているのはこの若年層のみである。⁽⁷⁾若年労働者の供給減は、この年齢層の人口自体が減っていることと同時に、進学熱の高まりによる就業期間の延長に起因するのではないかとと思われる。⁽⁸⁾

(5) 台湾における産業構造の高度化は、労働集約型産業から資本・技術集約型産業への移行となって現われているが、しかしそのテンポは必ずしも速くない。対外輸出の主要商品は、依然として電子製品、繊維製品、履物、玩具、スポーツ用品などの労働集約的産品が中心である。したがって、台湾の対外輸出が伸びると、単純労働に対する需要度が高まることになる。このことも労働力不足に何らかの形で影響を与えている。

第2節 不法外国人労働者の流入

労働力不足で、ここ数年間の台湾の賃金が上昇している。製造業の1人当たりの平均月収は、1985年の319ドルから90年には818ドルと156%の伸びを示した。また、同期間の建設業は、367ドルから912ドルと149%も上昇した。⁽⁹⁾台湾は東南アジアを中心とする近隣諸国と比べ賃金水準も高く、台湾元高によってより加速された結果、外国人労働者にとって魅力ある出稼ぎ地域となっている。

もっとも、労働条件の最低基準の保障、労使関係の強化などを骨子とした労働基準法が1984年に制定されてから、多くの台湾企業は、労働者の保護で生産コストが従前よりかかるとみて、外国人労働者を非合法的に雇用するケースが増えたことも事実である。

台湾で不法滞在中の外国人労働者の正確な数字を把握するのはきわめて難しい。内政部の陳孟鈴政務次長は1991年2月25日、現在台湾に滞在する外国人は合計8万5900余人で、そのうち期限を超えて滞在している外国人（不法就労者を含む）は3万9000余人、と述べた。⁽¹⁰⁾台湾当局は外国人不法労働者を取り締まるため、90年12月10日から翌年2月28日までに自首を呼びかけたが、最終日までに出発的に出頭・申告した者は合計2万1611人である。地域別でみると、台北県が最も多く1万1447人で全体の53%を占め、次に桃園県の5604人、台北市の5000人弱の順となっている。警政署外事組の推定によると、いまだに出頭していない外国人不法労働者は4万余人という。⁽¹¹⁾

台湾での外国人不法労働者の人数は、当局推定の数万人から資料によっては10万から30万人にも達するものもある。⁽¹²⁾一般的には10万人以下とみるのが妥当だと思われる。とはいえ、1989年に外国人不法労働者は台北地区だけでも5万ないし6万人とみられ、これは全就業者840万人のほぼ0.7%前後に相当する。台北地区では、とくに三重、松山、社子の3地区に外国人不法労働者が最も多く、その数は台湾人労働者を上回るほどである。しかも三重はタ

イ人、松山はフィリピン人、社子はマレーシア人といった具合に、それぞれの勢力基盤を築いている。89年の外国人不法労働者の平均月収は約550ドルといわれ、徐々に台湾人不熟練労働者⁽¹³⁾に取って代わる傾向が出ている。

第3節 外国人労働者の導入と管理

労働力不足の深刻化に対処するため、台湾当局は、外国人労働者の導入について原則的には考慮しないものの、特定の需要がある場合には特別方式による導入を検討するという方式をとっている。

行政院経済建設委員会は1989年6月9日「14項目重要建設工事人力需求対応措置方案」⁽¹⁴⁾を採択した。これによって、14項目の公共工事建設の施工機関が外国人労働者導入の特別申請を行うことがケースバイケースで認められるようになった。それによると、

(1) 工事落札業者が海外労務者雇用を申請するに当たっては、主務機関の協議した労働条件に基づいて先ず島内で公設労働者紹介機構または関連労組に求人斡旋を依頼、かつ、新聞に求人広告を出し、島内で確実に所要人材を募集できないと判明後（これには軍の工兵隊の協力支援を含む）、初めて雇用申請を提出し得ることとする。

(2) 海外より雇用する労務者は満20歳以上の男子、健康証明があり、入国後も健康診断を受けるべきこととし、指紋を登録すること。

(3) 一工事につき雇用を認める海外労務者の人数は当該工事所要人力の3分の1を超過することはできない。

(4) 募集者は独身で渡台し、就業期間は1年とし、必要があれば1年のみ延長を認める。

(5) 雇用申請を認可された業者は、基本賃金4カ月の保証金および帰国航空券料金を納付すべきこととし、規定違反の場合は保証金を没収し、かつ、雇用再申請を認めない。

(6) 海外労務者雇用に当たって、工事落札業者は在外公館等機構を通じて、現地政府主務機関またはその指定した労働者紹介機関と募集契約を調印し、推薦・管理・送還などの責任を負うこととする。

(7) 雇用した労務者は、ほかの作業に移動することはできない。

しかし、行政院が1990年9月27日に改正した同方案では、「人数は所要数の3分の1以下とする」条件が撤廃された。これは、逼迫した労働力の需給関係を反映して、公共建設工事の外国人労働者雇用制度を緩和する必要性に迫られたためである。

このほか、同方案による海外労務者雇用認可を適用できる範囲に、当局の直接建設する国民住宅工事および行政院の特別ケースで認可されたその他重要公共工事の2項目が追加された。また、現行方案で「外国人労務者」と字句が規定されているが、これを一律「海外より補充する労務者」と改訂した。これには将来において、大陸籍労働者を導入する可能性があることを示唆したとみても差し支えないだろう。

1990年8月のイラクのクウェート侵攻による湾岸危機・戦争の影響で、中東産油国から多くの東南アジア出稼ぎ労働者が、帰国を余儀なくされたのを契機に、台湾当局は10月19日にフィリピン、タイ、インドネシアの外国人労働者を優先的に導入することを表明した。⁽¹⁵⁾ この決定は、台湾のASEAN諸国との関係強化の現われでもあるといわれる。ただし、マレーシア人労働者の導入については、同国が労働力不足に陥っているうえに、同国政府が労働者の海外出稼ぎを積極的には奨励していないということから排除された。⁽¹⁶⁾

だが、外国人労働者導入問題を協議するため、行政院勞工委員会の趙守博主任委員は1991年9月8日からタイとインドネシアのほか、マレーシアも訪問した。趙主任委員は、3カ国政府は台湾が外国人労働者を導入するに当たって、台湾側の要求に合わせて台湾の産業を保護することについて、十分に台湾と協力を続けたいと願ったことを強調した。⁽¹⁷⁾

台湾側の期待とは裏腹に、趙守博主任委員が東南アジア諸国に歴訪した際、現地政府との間にそれぞれ10～15社の労働力仲介企業のリスト提出を求

めたことが、互いの思惑でほとんど実行されなかった。趙主任委員は1991年11月26日、今後は東南アジア以外の国から外国人労働者を導入することを排除しない、と述べた。⁽¹⁸⁾

台湾当局の導入許可を得て第一陣の外国人労働者30人が1991年2月12日タイから到着した。台湾北部の第2高速道路の建設に投入されたのである。この道路建設工事を請負っている中華工程公司によれば、これらのタイ人労働者は、同公司在中東およびタイで雇用していた数千人の労働者から選んだ243人中の一部である。91年9月の時点で、台湾での合法的な外国人労働者は1200人に達し、全員がタイ国籍である。⁽¹⁹⁾

台湾の労働力需給がバランスを失い、改善されていない状況にかんがみ、行政院勞工委員会は1991年6月21日、関係機関と協議した結果、6業種のうち15職種について外国人労働者の導入を認めることに決めた。この6業種は、繊維業、金属基本工業、金属製品製造業、機械設備製造業、電力および電子機械製造業、建設業である。導入の人数枠は、勞工委員会が各業種の同業組合により6月末に提出される需給計画に基づき決定することになった。

なお、外国人メイドの導入は暫く考慮しないこととした。勞工委員会が1991年8月に発表したアンケート調査報告によると、外国人メイド導入の賛否について、賛成者が15.5%であるのに対し、反対者は46.1%と半数近くを占めている。反対した理由は、台湾の家庭事情に適しないこと（複数回答で63.4%）、言葉によるコミュニケーションが困難であること（54.3%）、長期間の導入は社会コストを増加させること（25.9%）、幼児の成長を阻害する可能性があること（22.7%）などが挙げられている。⁽²⁰⁾しかし、現状ではメイドが非常に不足しており、そのため多くの女子は社会進出を断念せざるをえなくなっている。最近では、生活習慣や言語などが近い大陸籍のメイドの導入を主張する論調もある。⁽²¹⁾このように、実際問題としてメイドの導入がもはや不可避であるという傾向にあることは確かである。

行政院勞工委員会は1991年10月8日、6業種15職種の外国人労働者特別導入許可人数が総計1万5062人であることを公表した（表1）。そのうち、金属

表1 6業種15職種の外国人労働者の許可人数

(単位:人)

業種別	職種別	許可人数	合計
紡織業	染布工	1,774	3,425
	アイロン工	1,651	
金属基本工業	鋳造工	213	653
	金属鍛煉工	84	
	裁断機操作工	356	
金属製品製造業	鋳造工	729	6,000
	金属鍛煉工	1,505	
	裁断機操作工	1,734	
	メッキ工	686	
	ペンキ塗装工	428	
	金属表面研磨工	918	
電力および電子 機械器材製造 修繕業	裁断機操作工	571	853
	ペンキ塗装工	282	
機械設備製造業	鋳造工	277	1,806
	裁断機操作工	672	
	メッキ工	86	
	ペンキ塗装業	291	
	金属表面研磨工	480	
建築業	重機械操作メンテナンス工	205	2,325
	熔接工	132	
	セメント工	359	
	金型工	588	
	鉄筋工	459	
	建設用の足場工	134	
	肉体労働者	448	
	合計		

(出所)『経済日報』1991年10月9日。原資料は、行政院劳工委員会。

製品製造業が最も多く6000人が許可された。

行政院劳工委員会の蔡憲六副主任委員は、合計して1854事業単位が工業総会に外国人労働者申請を提出しているが、規定に合うものは1721単位であ

り、また需要総人数は3万4579人に達したが、工業総会の計算方式によってこれを1万5062人とした、と述べた。⁽²²⁾

行政院勞工委員会が1991年10月11日に公布した「当面の労働力対処暫定措置」によると、雇用主は海外から労働者を補充雇用する前に、まず工事所在地の政府の国民就業輔導センターに労働者募集を登録し、翌日から3日間、3新聞紙に求人広告を掲載する。3日間の広告終了の翌日から10日後にも必要とする労働者が獲得されない場合は、政府の国民就業輔導センター発給の証明書⁽²³⁾を添えて、はじめて勞工委員会に外国人労働者の雇用を申請できる。

台湾の産業界は、勞工委員会が決定した外国人労働者導入の許可人数について、不十分であるとして不満の意向を表明している。しかし、台湾当局がとった外国人労働者の部分的開放政策に対し、一定の評価を与えていることも確かである。民間企業が独自の研修制度で外国人労働者を導入する動きもみられるが、勞工委員会は、經濟部が認可した海外投資の子会社が、現地で3カ月以上勤務した外国人労働者を研修の名目で台湾に入境させることは認めるけれども、それ以外の方式による台湾での外国人労働者の研修制度は認めない方針をとっている。⁽²⁴⁾要するに、台湾当局は、外国人労働者に対する部分的開放政策に極めて慎重な態度を示しているといえよう。

行政院勞工委員会は1992年1月17日、次のようなことを骨子とした「外国人雇用許可管理弁法」草案をまとめた。⁽²⁵⁾

(1) 当弁法は外国人労働者および外国人メイドの雇用だけに適用し、大陸籍労働者については、兩岸関係条例立法手続完成後、当弁法の内容および細則を参考に別途大陸労働者管理弁法を制定する。

(2) 各業種の外国人労働者導入および雇用者が雇用する外国人労働者の人数は、中央主管機関でその枠を制定し公布する。

(3) 雇用する外国人労働者の労働条件・福利は、台湾の労働法令規定に違反することはできない。

(4) 雇用者が外国人労働者を雇用する場合は、1人当たり2カ月分の基本賃金の保証金を納付すべきこととし、送還時の帰国航空券代、宿泊・食費等

の支給に当てる。余剰金は返却、不足分は補充すべきこととする。

(5) 雇用者は、すでに入国した外国人または在留外国人を雇用することはできない。

(6) 外国人労働者の雇用は、入国前に書面による労働契約を調印しなければならない。

(7) 被雇用外国人は入国後3日以内に、雇用側の手配で台湾の公立または大学病院で健康検査を受けなければならない。検査項目は、レントゲン胸部検査・HIV抗体・梅毒血清・B型肝炎・マラリヤ・腸内寄生虫・妊娠等を含む。

(8) 就業安定保証金未納、または外国人労働者の認可外業務就労または被雇用者の違法を所在地の主管機関に未通知の場合、雇用者に対する雇用認可資格を撤回する。

(9) 外国人労働者は、家族同行の渡台を禁止する。また、被雇用期間において、台湾住民との結婚を禁止する。外国人労働者の作業能力が申請要件と合致しない場合、あるいは作業能力が喪失したり、アルバイトをしたり、公共秩序または善良風俗を妨害したり、台湾の法令規定に重く違反した場合、雇用側はその自主帰国を督促すべきこととし、さもなければ警察機関が強制執行するが、所要経費は雇用者の負担とする。

台湾の外国人労働者に対する管理政策は、基本的には台湾当局が完全に管理権を掌握している。この点については、シンガポール政府の外国人労働者の管理政策に酷似しているといわれる。台湾当局は、外国人労働者の導入はマイナスがプラスより大きく、産業構造のグレードアップに影響を与えるばかりでなく、台湾の労働市場や労働条件の改善をも阻害するとともに、企業経営の合理化や近代化のチャンスの芽をつみとる恐れがある、という危惧を抱いている。そのため、秩序のある外国人労働者の導入政策を至上課題として検討せざるをえなくなったのである。

第4節 大陸籍労働者問題

大陸籍労働者の不法就労は、台湾当局にとって対処しなければならない大きな問題である。とくに1987年7月に戒厳令が解除されたあと、台湾に向けて出稼ぎ目的で密航する大陸籍労働者の動きが活発化している。その背景のひとつには、中国大陸内で大量の出稼ぎ農民による「盲流現象（盲目的に移動する流民）」が起きているという事実がある。不法就労の大陸籍労働者の大半は、漁船などの密入国方式で台湾に潜入している。

不法就労大陸籍労働者の人数を確かめることは困難であるが、台湾中部や南部での建設業が多くの大陸籍労働者によって支えられていることが確認されている。⁽²⁶⁾ もともと同じ言語や生活習慣などの同一民族であるだけに、多くの台湾企業は、東南アジアを中心とする外国人労働者よりも大陸籍労働者の導入に積極的に賛成している。

郝柏村行政院長は1990年7月14日、大陸籍労働者の導入について、原則的に同意することで経済部に指示した。⁽²⁷⁾ しかし、台湾社会の治安に悪影響を及ぼすのではないかと警戒感をもった台湾当局は、大陸籍労働者の導入問題を長い間タナ上げにしてきたのである。

だが、李登輝総統が1991年4月30日、中国との内戦状態を翌日から終結することを宣言すると、台湾側の現実を重視した政策への転換で、中台関係は新たな局面を迎えるようになった。台湾の大陸籍労働者の導入問題にも変化が起きているのである。

1991年12月23日、行政院勞工委員会の趙守博主任委員は、兩岸関係条例および就業サービス法の立法化が完了した後、台湾当局としては大陸籍労働者の導入を考慮して、第1段階では建設業に限って開放する、との見解を表明した。趙主任委員はまた、大陸籍労働者の導入を段階的に実現する方針のもとで、(1)台湾同胞の就業権益に影響しないこと、(2)外国人労働者の管理方式

に準じて、雇用主は就業安定費を納付すること、(3)大陸籍労働者を外来労働者の供給のひとつとして扱い、台湾が大陸の労働力に過度に依存しないことに留意すること、(4)偽装的移民にならないようにし、就労期間が終了したら必ず大陸に帰ること、(5)台湾の産業構造の高度化に影響を与えないこと、(6)大陸籍労働者を徐々に導入するようにし、しかも台湾側が主導権を握ること、などの6条件を提示した。⁽²⁸⁾

もっとも行政院大陸委員会は1991年8月26日、段階的に台湾漁船による大陸籍漁民の雇用を解禁することを決議した。それによると、台湾当局はまず、海外基地で操業する台湾漁船について大陸籍漁民を認めるが、この場合雇用人数は、外国人船員の人数と合わせた総数が全体の3分の1を超えてはならないと規定した。ただし、大陸籍漁民には原則として台湾への上陸を認めない。⁽²⁹⁾

第5節 外国人労働者に対する取締まり

台湾当局は、外国人労働者の導入について、特定の需要がある場合に限って認めるという方針をとっているが、これは、外国人労働者の導入に支払う社会コストが高く、良好な管理措置を作らなければ、後遺症を残す恐れがあると考えているからである。

行政院勞工委員会は早くも1988年3月に、本国人の就職機会を保護し、かつ社会秩序を維持するため、外国人労働者の人数を規制する方針を明らかにし、さらに外国人労働者に労働法規を適用する、という管理体制の確立を急いでいた。⁽³⁰⁾

勞工委員会の職業訓練局は、1988年9月に就業サービス法草案の作成を完了した。そして1990年1月4日には行政院は同法草案を承認した。それまでの法律では、外国人労働者を規制できるものではなく、不法入境して就業している外国人労働者には強制退去を行うほか、いかなる処分も行えなかったの

である。就業サービス法草案は、日本人労働者を保護するとともに、外国人労働者を取り締まる法的根拠にもなったのである。

同草案によれば、外国人労働者の雇用期間は最長3年間とし、必要に応じて1年の延長が認められる。しかし、単純労働者の場合は、1年の延長が1回限りしか認められない⁽³¹⁾。行政院が1990年8月31日に承認した修正草案によれば、外国人の不法就労者を雇用した雇用主に対し、最高3年以下の懲役、30万元以下の罰金を科することができる、と重い罰則を設けた。また、意図的に営利を目的として外国人労働者の斡旋に従事した者に対しては、3年以下の懲役、60万元以下の罰金を科する。再犯者に対しては、5年以下の懲役、150万元以下の罰金となっている⁽³²⁾。就業サービス法は、92年4月にも正式に立法化される見通しであるが、非合法的に外国人の不法就労者を斡旋する者に対しては、さらに重い罰則を設けることになっている。

外国人の不法就労者を管理するため、行政院は1989年9月25日に「外国人渡台不法就業防止要点」を承認した。これは、不法外国人労働者に対する初の具体的管理法令である。その内容骨子についてそれぞれの担当機関が指定されている⁽³³⁾。

(1) 渡台不法就業の容疑がある外国人については、渡台認証を厳格に審査する。在台不法就業の逮捕歴がある外国人の渡台査証申請については、逮捕の日から3年以内は入国ビザを発行しない（担当機関：外交部）。

(2) 渡台不法就業容疑がある外国人の入国審査に当たっては、その帰国または次の目的地までの航空券および入国後滞在住所などを確実に検査する。査証目的と違うと確認した場合は入国を拒否する（担当機関：内政部）。

(3) 労働検査機関の労働検査に当たっては、労働基準法規定に基づいて、事業体の労働者名簿・賃金支払名簿・不法外国人労働者雇用などの有無を検査する（担当機関：省・市政府，協力機関：労工委員会）。

(4) 労働検査機関が外国人労働者不法雇用を発見した場合は、即刻現地警察および税務機関へ通知する。使用側に労働基準法・所得税法またはその他関連法令違反がある場合は、法令に基づいて処理する（担当機関：省・市政府，

協力機関：労工委員会、内政部、財政部）。

(5) 警察機関が不法就業の外国人を逮捕した場合は、外国人出入国および滞在規則に基づいて強制送還し、かつ、外交部へ通知する。帰国旅費のないものは雇用主に負担を求める（担当機関：内政部）。

(6) 警察機関が個人・団体または事業者の不法外国人労働者斡旋業者を逮捕した場合、労働基準法または刑法規定に違反したものは送検する。ならびに関連機関へも関連法令規定に基づいて処理することを通知する（担当機関：内政部・經濟部・労工委員会、省・市政府）。

(7) 外交部は、各在外公館・駐在事務所へ各国のマスコミが台湾の外国人労働者政策に対して不実の報道をした場合、自主的に訂正要求および真相を知らせるべきことを通知する。当該不実報道に台湾側の募集また連絡先社名・住所・電話などが記載されている場合、在外公館はこのことを外交部へ通知し各関連機関へ処理を要請する（担当機関：外交部）。

(8) 警察機関は戸籍チェック作業や不法外国人労働者の取り締まりを強化する（担当機関：内政部、省・市政部）。

台湾当局は、合法的に導入する外国人労働者と混同する恐れがあると見て、不法就労外国人の取り締まりを強化している。しかし、実際問題として余り成果を上げていないのも否定できない事実である。したがって、今後において合法的な外国人労働者の導入がさらに増えたとしても、外国人の不法就労問題は依然悩みの種として存続するに違いないであろう。

第6節 外国人労働者導入の産業に対する影響

生産のみの観点からいえば、低賃金の外国人労働コストが企業にとって生産コストを軽減させるメリットがある。しかし、外国人労働者導入のインパクトは、産業面にとどまらず、外国人労働者の管理、居住、治安、健康などの問題に加えて、政治、社会にも及ぶのである。換言すれば、外国人労働者

導入がもたらした利益は、社会のほかの部門の犠牲によって代償される性格が強い。

そうになると、外国人労働者の導入をどのような戦略で進めればよいのか、という問題に直面する。台湾の場合、導入の基準を「当面の経済発展の需要」と「労働力不足が深刻になっている産業」に焦点を合わせたのである。⁽³⁴⁾

前者の観点からすれば、産業連関と労働生産性の高い産業がまず優先的に考慮される。この2つの基準を総合すると、最も望ましい産業は鉄鋼、紙・同製品および印刷・出版である。⁽³⁵⁾この基準を行政院勞工委員会が1991年10月に外国人労働者に開放した6業種と照らし合わせると、金属基本工業（主に鉄鋼）は最も理想的な対外開放業種である。紡績業と金属製品製造業の場合、産業連関効果は高いけれども生産性は低い。

後者の場合は、最も労働力が不足している産業の順位で外国人労働力の導入を決めなければならない。勞工委員会が1991年に行ったサンプル調査によると、労働力が深刻に不足している業種は、木材・同製品、機械業、商品売買取業、その他の製品、紡績業の順となっている。⁽³⁶⁾外国人労働者に開放した6業種のうち、労働力が不足しているのは機械設備製造業と紡績業であり、金属基本工業と金属製品製造業では労働力不足はそれほど深刻になっていない。

このように総合的に分析すると、台湾当局が決めた外国人労働者に開放する6業種は、必ずしも実情に沿ったものではないと考えられる。ほかの産業との間に不公平感を与えた背景には、台湾当局による利害関係に絡んだ判断が働いたのではないかと想像することもできよう。

外国人労働者の導入を長期的にみると、いうまでもなく産業構造の高度化に影響を及ぼさずにはいられない。ここ数年の台湾元高と賃金の上昇は、台湾の工業の主要な地位を占めてきた労働集約型産業に大きなダメージを与えた。労働分野を外国人労働者へ開放した場合、低賃金のダーティ・ワークの労働分野として温存されることになる。それが、労働市場の二重構造の温存・強化につながる可能性もある。このように、外国人労働者の導入は、衰退

した労働集約型産業の利潤増大をもたらすので、産業構造の調整を遅らせるマイナス要因にもなっているのである。

しかしながら、外国人労働者の導入は、単純労働者の賃金所得を低く抑えることになるけれども、技能工の賃金所得がかえって高くなることも考えられる。⁽³⁷⁾つまり、所得誘因により、高級人材の蓄積が逆に進められ、それが将来の産業発展にむしろプラスになる見方もある。

結論的にいうと、外国人労働者の導入は、短期的には確かに多くのメリットがあると思われるが、長期的にみた場合、果たして有利であるか、それとも不利であるか、一概にはいえないであろう。台湾の産業界は、機械化や自動化など労働節約的投資によって、生産性を高めてコスト上昇分を吸収しなければならないが、だが、投資環境の悪化などにより、設備投資が低迷していることはここ数年間の特徴である。結局、多くの台湾企業は、労働条件を改善することで本国人労働者を引き寄せることに消極的で、低廉な外国人労働者の雇用の合法化を安易に要求し、不当に利潤を得ようとしているのである。

台湾当局の外国人労働者へ開放した6業種は、当面において2つの問題点があると思われる。ひとつは、導入する外国人労働者の人数は果たして適切であろうか。企業は利潤の誘因で、もっと多くの外国人労働者の導入に期待をかけているに違いない。もうひとつは、外国人労働者がどのような業種に従事すれば、台湾の経済発展に貢献できるのか。台湾当局はいまだに、その実態を掌握していないようである。台湾当局による条件付きの外国人労働者導入は、まだ試行錯誤の段階にとどまっているといっても差し支えないであろう。

〔注〕

- (1) 経済建設委員会「当前勞力短缺現象之形成与对策」(『自由中国之工業』第71卷第5期, 1989年5月) 19, 23ページ。
- (2) 呉家声「基層人力短缺与外籍勞工問題」(『勞工行政』第18期, 1989年10月) 8

ページ。

- (3) 『経済日報』1991年10月3日。
- (4) 台湾研究所『台湾総覧 1991年版』1991年, 554ページ。
- (5) Executive Yuan, Council for Economic Planning and Development, *Taiwan Statistical Data Book*, 1991年 16ページ。
- (6) 同上書, 2ページ。
- (7) 同上書, 9～11ページ。
- (8) 「最近の労働力需給—若年労働者は金の卵—」(『交流』No. 362, 1988年9月) 3ページ。
- (9) 『自由中国之工業』第77巻第3期, 1992年3月, 40ページ。1985年の台湾元の平均対米ドルレートは39.85元, 1990年のそれは27.11元となっており, それをベースに換算した。
- (10) 『中央日報』1991年2月26日。
- (11) 『聯合報』1991年3月1日。
- (12) 吳惠林, 張清溪「台湾地区的勞力短缺与外籍勞工問題」(『工業政策5年期研究 計画第2年計画』中華經濟研究院, 1989年) 124ページ。
- (13) 台湾研究所『台湾総覧 1990年版』1990年, 285ページ。
- (14) 同上書, 530～531ページ。
- (15) 『聯合報』1990年10月20日。
- (16) 『経済日報』1991年1月17日。
- (17) 『中央日報』1991年9月20日。
- (18) 同上紙, 1991年11月27日。
- (19) 『経済日報』1991年9月20日。
- (20) 行政院勞工委員会『対外籍女傭看法及国内女傭僱用現況与供需意願総計報告』1991年, 4～5ページ。
- (21) 「建議開放引進大陸女性勞工」(『経済日報』社説 1991年10月12日)。
- (22) 『中央日報』1991年10月9日。
- (23) 『経済日報』1991年10月9日。
- (24) 同上紙, 1992年1月2日。
- (25) 『工商日報』1992年1月18日。
- (26) 『経済日報』1991年7月18日。
- (27) 同上紙, 1990年7月14日。
- (28) 同上紙, 1991年12月24日。
- (29) 『聯合報』1991年8月27日。
- (30) 台湾研究所『台湾総覧 1989年版』1989年, 273ページ。
- (31) 『経済日報』1990年1月4日。

- (32) 『聯合報』1990年9月1日。
- (33) 台湾研究所『台湾総覧 1990年版』532ページ。
- (34) 張清溪「外籍勞工の経済分析」(『第5次社会科学研討会論文集』中央研究院三民主義研究所, 1987年) 192~223ページ。
- (35) 鄭政秉「引進外来勞工对産業発展之影響」(『台湾經濟研究月刊』1991年12月) 48ページ。
- (36) 同上論文。
- (37) 張清溪, 前掲論文。